

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に必要な
告示案に関する意見の募集について

平成 21 年 2 月 6 日

国土交通省住宅局住宅生産課
建築指導課

国土交通省では、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 47 号）の施行に向けて、関係告示の整備を行うことを予定しております。このため、広く国民の皆さまからご意見を頂きたく、以下の下記の要領により意見を募集します。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に必要な
告示案に関する意見募集要領

■意見募集対象

- 「登録建築物調査機関等の帳簿について電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない国土交通大臣が定める基準」を制定する告示案概要
- 「登録講習機関の講習について国土交通大臣が定める時間等」を制定する告示案概要
- 「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」を制定する告示案概要

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布
国土交通省住宅局住宅生産課にて配布致します。
(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成21年2月6日(金)～平成21年3月7日(土)(必着)

■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) F A Xの場合

F A X 番号 : 03-5253-1629

国土交通省住宅生産課「パブリックコメント担当」宛 へお送りください。

(2) 郵送の場合

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に必要な告示案に関する意見と明記して下さい。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メールの場合

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に必要な告示案に関する意見と明記して下さい。

メールアドレス : seisan@mlit. go. jp 国土交通省住宅生産課パブリックコメント担当宛

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に必要な告示案に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 :)